

防人服第11502号
29. 7. 28

倫理管理官
大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

総括倫理管理官
人事教育局長
(公印省略)

利害関係者等が開催する立食パーティーに招待され、参加する場合の留意事項について（通知）

標記について、別紙のとおり管下の隊員に周知徹底されたい。

添付資料：別紙

写送付先：防衛装備庁長官官房審議官

1 関連規則

○自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）（抄）

(定義等)

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

5 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

○自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）（抄）

(利害関係者)

第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣又は防衛装備庁長官が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

一～四（略）

五 国の支出の原因となる契約に関する事務又は会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

2・3（略）

(禁止行為)

第三条 自衛隊員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二～五（略）

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七～九（略）

2 前項の規定にかかわらず、自衛隊員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一（略）

二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三～五（略）

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七（略）

3（略）

2 利害関係者が主催する立食パーティーについて

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて利害関係者から飲食物の提供や記念品の贈与を受けることについては、利害関係者から物品の贈与や供応接待を受けることの禁止（自衛隊員倫理規程第3条第1項第1号及び同項第6号）の例外として認められている（同条第2項第2号及び同項第6号）。
- (2) したがって、多数の者（利害関係者以外の者を含む。）が出席する立食パーティーの場合、出席者の構成にかかわらず、利害関係者からの飲食物の無償提供や記念品の贈与を受けることは許されている。
- (3) 他方、出席者の殆どが隊員と利害関係者である一企業のみ立食パーティーやパーティーの趣旨が適切でない場合等の国民の疑念や不信を招くおそれのあるものへの出席は認められないと解されている（自衛隊員倫理教本（平成28年4月自衛隊員倫理審査会）46頁）。
- (4) この観点から、たとえ隊員と複数の企業の関係者が出席している立食パーティーであっても、それらの企業が特定の装備品等の製造、輸入、維持整備に関して共通の利害関係を有している場合には、実質的には出席者が隊員と利害関係者である一企業のみであるものと同様であり、国民の疑念や不信を招くおそれが生じると考えられる。
- (5) 今後、利害関係者が主催する立食パーティーの招待を受け、これに出席しようとする場合には、あらかじめ主催者側に次の事項を確認し、出席した場合に国民の疑念や不信を招くおそれがないか確認するよう徹底されたい（必要に応じて倫理管理官等や人事教育局サービス管理官に相談されたい。）。

ア 透明性・公開性

(ア) 特定の装備品等の製造、輸入、維持整備に関して共通の利害関係を有する企業のみ招待とはなっていないこと。

(イ) 公選の職にある者、学識有識者など、防衛省と主催企業との間の契約により直接利益を得ない者が招待されていること。

(ウ) 報道機関が招待されていること、又は、当該パーティーの内容が広く部外へ公表されること。

※ これらの内容を確認し、透明性・公開性が確保されているか否かを総合的に判断すること。

イ その他

(ア) 隊員のみ会費が無料となっていないこと。

(イ) 隊員のみ記念品などの物品が贈与されないこと。

- 3 利害関係者とみなされる事業者等が主催する立食パーティーについて
- (1) 自衛隊員倫理規程第2条の規定には、利害関係者となる事業者等又は特定個人が定義されている。
 - (2) この事業者等には、自衛隊員倫理法第2条第5項に規定する「事業者等の利益のためにする行為を行う」者が含まれており、隊員と直接利害関係のない事業者等であっても、その行為により利害関係者とみなされる場合がある。
 - (3) この観点から、利害関係者に該当しない事業者等が主催する立食パーティーであっても、参加者のうち多数の者が利害関係者に該当し、隊員だけが無料で招待されているなどの便宜が図られている場合においては、主催者が隊員と利害関係のある参加者のために行う行為とみなされ、禁止行為に当たるおそれがあるので、前項2（5）の確認事項も参考とし、参加する際は、国民の疑念や不信を招くことのないよう留意されたい。
- 4 参考事例
別添参照

[①利害関係者が主催する立食パーティーへの参加]

問 自衛隊が使用する航空機を製造するK社が、当該航空機の最終号機完成を記念した祝賀会の開催を企画し、当該航空機を運用する部隊の関係者、契約を締結した防衛装備庁の関係者、契約履行の監督、検査等を行う地方防衛局の監督官、検査官及び原価監査官、計15名が招待を受けている。その他には、当該航空機の製造に関わるライセンス元企業、部品の輸入に係る商社等複数の企業関係者が招待されており、合計で約60名が出席する予定である。

費用は一人当たり6千円程度であり、出席者全員分を主催者であるK社が負担する。また、出席者全員に8千円相当の記念品が贈呈される。

防衛省は、当該航空機の製造に関してK社と契約を締結しており、その他の参加企業とは契約関係にないことから、招待を受けた防衛省関係者にとりK社は利害関係者に該当するが、K社以外の企業は利害関係者に該当しない。

防衛省関係者は、自己の費用を負担せず当該祝賀会に出席し、記念品の贈呈を受けることは差し支えないか。

答 自己の費用を負担することなく出席することは、自衛隊員倫理規程第3条第1項第6号に規定する禁止行為（利害関係者から供応接待を受けること）に該当し、また、記念品の贈呈を受けることについては、自衛隊員倫理規程第3条第1項第1号に規定する禁止行為（利害関係者から物品の贈与を受けること）に該当する。

本祝賀会は、最終号機の完成を記念した儀礼的な祝賀会であり、複数の企業が招待された立食形式で実施されるが、防衛省関係者以外の招待者は、特定の装備品の製造に関して共通の利害関係を有する企業のみとなっており、実質的には一企業のみで立食パーティーと同様であると評価されることから、透明性がなく、自己の費用を負担することなく飲食の提供を受けることは、国民の疑念や不信を招くものである。

また、記念品の贈呈を受けることについても、自己の費用を負担することなく祝賀会に参加することが禁止行為に該当するため、出席者全員に贈呈するものであったとしても、利害関係者から物品の贈与を受けたことになる。なお、当該記念品は、祝賀会出席者以外には配布されず、自衛隊員倫理法第3条第2項第1号に規定する広く一般に配布される記念品には該当しない。

他方、例えば招待者に地方自治体の首長や議会議員、学識有識者など、防衛省とK社との間の契約により直接利益を得ない者が招待されていたり、報道機関に対して広く公開されていれば、透明性・公開性が確保されており、自己の費用を負担せず飲食の提供を受け、記念品の贈呈を受けたとしても、国民の疑念や不信を招くおそれがないものと考えられる。

[②利害関係者とみなされる事業者等が主催する立食パーティーへの参加]

問 都内のホテルにおいて、自衛隊が使用する装備品等を製造する企業が会員となっている一般社団法人B工業会の部門別総会及び意見交換会が開催される。意見交換会については、飲食物が提供される立食形式で開催され、B工業会の会員である企業の関係者が約80名、防衛省関係者が約70名及び他省庁関係者が約10名の計約160名が招待を受けている。

企業の関係者は参加費6千円を支払って参加するが、防衛省関係者及び他省庁関係者の参加費については主催者であるB工業会が負担する。

防衛省としては、企業の関係者との意見交換を行う目的として、職務として参加させたいと考えている。

招待を受けた防衛省関係者にとりB工業会は利害関係者に該当しないが、参加する企業の関係者については、利害関係者が多数含まれている。

防衛省関係者は、自己の費用を負担せずに出席して差し支えないか。

答 自己の費用を負担することなく出席することは、自衛隊員倫理規程第3条第1項第6号に規定する禁止行為（利害関係者から供応接待を受けること）に該当する。

参加費を負担するB工業会自体は利害関係者に該当しないとしても、B工業会の会員である企業の関係者の多数の者が利害関係者に該当することを考慮すると、B工業会が参加費を負担する行為は、利害関係者の利益のためにする行為（自衛隊員倫理法第2条第5項）と評価され、B工業会は利害関係者とみなされることとなる。

本意見交換会は、①出席者はB工業会の会員である企業の関係者、防衛省及び他省庁関係者のみに限定されており、透明性・公開性が確保されているとは言い難いこと、②防衛省関係者と同様に無料で参加できるのは、B工業会の会員企業に対する許認可等の権限を有する他省庁関係者であることから、職員が自己の費用を負担せずに当該意見交換会に参加することは、国民の疑念や不信を招くものである。

他方、出席者全員が自己の費用を負担せず飲食の提供を受けるのであれば、利害関係者から供応接待を受けることには該当しない。